

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KF10-3
- 2 案件名 JR武田尾駅バリアフリー化概略設計業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 玉瀬 地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)3月29日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市淀川区西中島5丁目4番20号中央ビル9F
社名：ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本件は、西日本旅客鉄道株式会社が管理・運営するJR武田尾駅において、エレベーター設置の検討を含め、鉄道施設及び駅前広場のバリアフリー化について一体的な概略設計を行うものです。

上記事業者はJR西日本グループ唯一のコンサルタント会社として、JR西日本が所管する駅舎、高架、改札等の駅設備及び駅前施設の設計業務等を受託しており、現状の駅舎や施設にエレベーターを新設し、バリアフリー化を図る取組みを数多く行っています。

本件は、JRの鉄道施設内で測量調査等を行い、かつ、鉄道関連の厳密な基準に適合した設計を行う必要があることから、適切な履行のためには西日本旅客鉄道株式会社との綿密な調整が必要不可欠です。

その実現のためには西日本旅客鉄道株式会社からの十分な協力が必須となりますが、自社のグループ会社であり、JR関連施設の設計業務の履行実績を豊富に有する上記事業者以外ではそれを得ることは困難です。

以上の理由から、上記事業者が本件を円滑に履行し得る唯一の者であると判断し、随意契約の相手方とします。

7 問合せ先

道路政策課 内線：2303

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 KF10-1
- 2 委託名 (都) 荒地西山線関連市道設計等業務委託
- 3 委託場所 宝塚市 千種4丁目外 地内
- 4 委託期間 契約日から令和5年(2023年)12月27日
- 5 契約相手方 住所 岡山市北区島田本町2-5-35
社名 株式会社ウエスコ

6 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

(都) 荒地西山線(小林工区)は、令和8年度に供用に付すべく事業を進めており、その達成のため、小林工区及びその関連道路について公安委員会と協議を重ねています。

その中で、かつて調整を行った箇所も含めて見直しを行わなければ、公安委員会が求める現行の基準に適合せず、協議を前進させることができない事態が生まれました。

本件は、前述の協議を進めるために、道路や交差点の設計等を行うものですが、令和4年度に発注した設計等業務と関連する箇所を対象としており、既発注の業務と整合を図りつつ進めなければ公安委員会の基準に追従することができないため、前段となる案件と一体不可分の関係にあります。

以上の理由により、前段となる業務の受託者である上記事業者を随意契約の相手方とします。

- 7 問合せ先 課名：道路政策課 内線：2304
道路建設課 内線：2293